

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

| ○印 | 病名                 | 登校・登園・登室停止期間                                   |
|----|--------------------|--|
| 1  | 麻疹（はしか）            | 解熱後、3日を経過するまで                                  |
| 2  | 風しん（三日はしか）         | 発しんが消失するまで                                     |
| 3  | 水痘（水ぼうそう）・带状疱疹（※①） | すべての発しんがかさぶたになるまで                              |
| 4  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）    | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで    |
| 5  | インフルエンザ            | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日※②）を経過するまで |
| 6  | 百日咳                | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで        |
| 7  | 結核                 | 感染の恐れがなくなるまで                                   |
| 8  | 咽頭結膜熱（プール熱）        | 主症状が消失した後2日を経過するまで                             |
| 9  | 流行性角結膜炎（はやり目）      | 感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで                          |
| 10 | 急性出血性結膜炎           | 医師の判断がでるまで                                     |
| 11 | 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） | 感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで                          |
| 12 | 髄膜炎菌性髄膜炎           | 感染の恐れがなくなるまで                                   |

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) \_\_\_\_\_ 学校・園・学童室

\_\_\_\_\_ 年 組 児童・生徒 氏名

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

-----  
切り取り  
-----

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

| ○印 | 病名          | 登校・登園・登室のめやす         |
|----|-------------|----------------------|
| 1  | 手足口病        | 症状が改善し全身状態が良好        |
| 2  | 溶連菌感染症      | 治療開始後24時間経過し、全身状態が良好 |
| 3  | 伝染性紅斑（りんご病） | 全身状態が良好              |
| 4  | 感染性胃腸炎      | 医師の判断がでるまで           |
| 5  | ヘルパンギーナ     | 全身状態が良好              |
| 6  | マイコプラズマ肺炎   | 症状が改善し全身状態が良好        |
| 7  | RSウイルス感染症   | 症状が改善し全身状態が良好        |
|    |             |                      |

(提出先) \_\_\_\_\_ 学校・園・学童室

\_\_\_\_\_ 年 組 児童・生徒 氏名

受診した病院名 \_\_\_\_\_

通院した期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

登校・登園・登室可能と判断された日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の通り相違ありません

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

平成27年4月1日改定